

令和7年度

各務小PTA総会要項

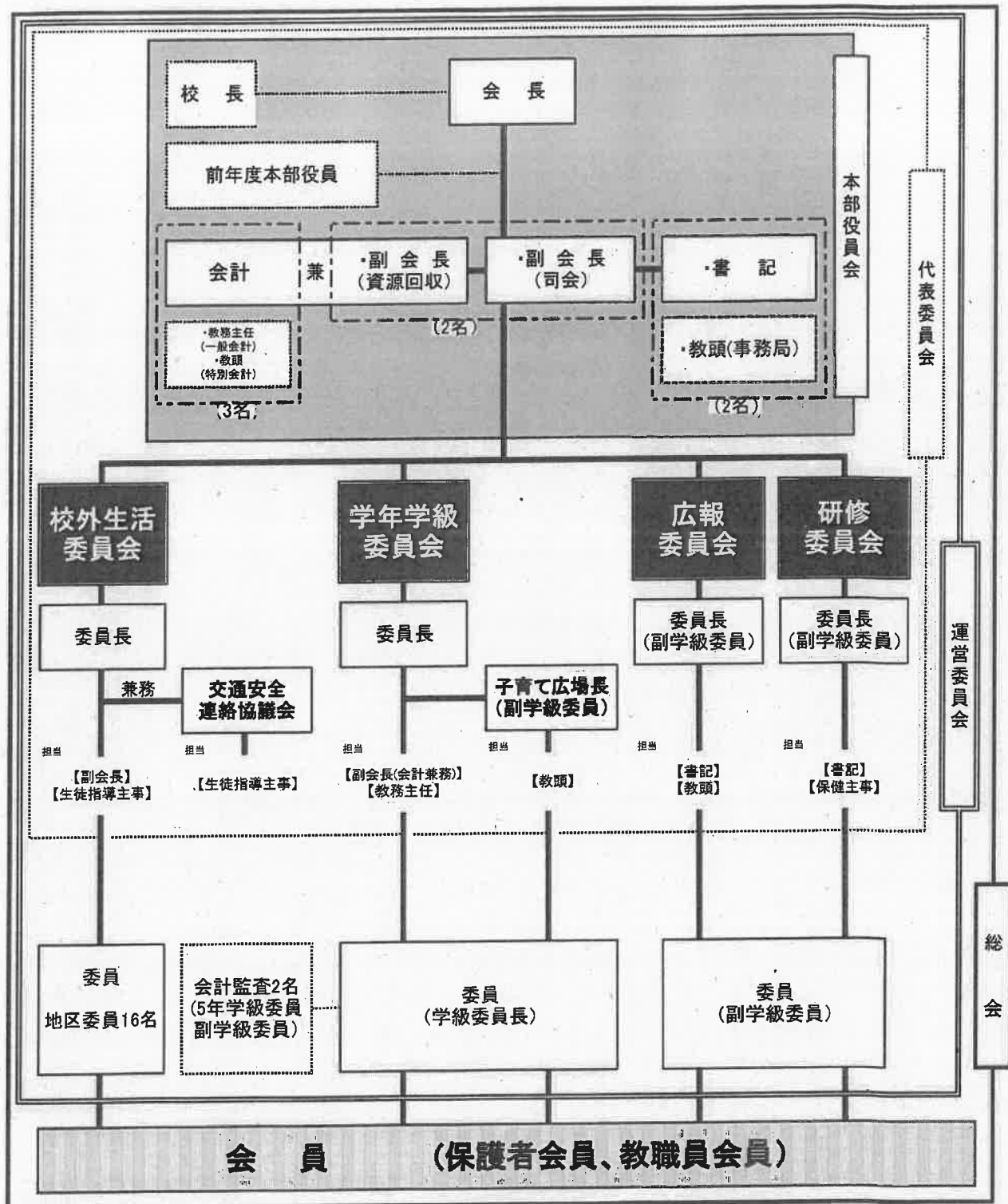
PTAスローガン

心豊かでたくましくやり抜く子を育てよう

(深めよう学校・家庭・地域の輪)

- (1) PTA 組織図
- (2) PTA 活動の方針と重点
- (3) 令和6年度 事業報告
- (4) 令和6年度 会計報告
- (5) 令和7年度 事業案
- (6) 令和7年度 予算案
- (7) PTA 役員名簿
- (8) PTA 学級委員名簿
- (9) PTA 地区委員名簿
- (10) 年間行事予定
- (11) 令和67度学校集金の振替について
- (12) 各務小学校 PTA 規約
- (13) スポーツ少年団案内

令和7年度 各務小学校PTA組織図



令和 7 年度 各務小学校 P T A

活動の方針と重点

1. 方 針

子どもたちが自ら育つ教育を支援するため、家庭・学校・地域の連携を図り、各関連機関と共に、力強い活動を推進する。

2. スローガン

心豊かでたくましくやり抜く子を育てよう
(深めよう学校・家庭・地域の輪)

3. 重 点

- ① 夢ある心豊かな子どもの育成を願い、子どもにやさしい教育環境づくりに努める。
- ② 家庭・学校・地域をつなぎ、地域ぐるみの子育ての推進を図る。
- ③ 家庭の役割を自覚し、子どもと共に学び、共に育つ家庭教育に努める。
- ④ 児童の生命の安全確保のために、学校・地域関係諸機関との連携を密にした活動を推進する。
- ⑤ 情報交流を一層活性化し、時代に対応した P T A 活動を推進する。

委員会の活動目的

それぞれの会の趣旨の説明に努め、常に会員の関心・意欲・態度等を理解する。

◇ 研修委員会

1. 一般教養の向上と文化活動の助長を図る。
2. PTA文庫を管理し、会員の教養の向上に努める。
3. 児童の保健衛生（歯・体格）や安全・福利の増進に努める。
4. 学校内の環境保健や整備充実に努める。
5. 家庭での健康な生活づくりについての研修に努める。

◇ 校外生活委員会

1. 地域における環境浄化、安全確保に努める。
2. 校外における児童の生活指導と交通安全指導を積極的に行う。
3. 家庭・学校・地域との連携を密にした活動の推進を図る。

◇ 広報委員会

1. 本会の活動や学校の様子等、会員への広報活動に努める。
2. 広報活動を通して、より深く各務小学校を理解してもらう。
3. 健康・体力づくりが地域ぐるみの活動になるように広報活動に努める。

◇ 学年学級委員会（子育て広場）

1. 学級会員と共に、PTA活動に積極的に協力する。
2. 児童のよりよい成長を願い、学級懇談会（食生活・歯磨き）等の充実に努める。
3. 学校と連携しあい、親子でコミュニケーションできる場を提供する。

令和6年度年間事業報告

各務原市立各務小学校PTA

本部（代表委員会）活動			専門委員会
月	委員会	行事	学年学級委員会 子育て広場
4	第1回本部役員会(12) 運営委員会・合同専門委員会(19)		運営委員会・合同専門委員会(19) 授業参観・懇談会・駐車場当番(25) 第1回市P連学年学級委員会(26) 第1回子育て広場学級委員会(26)
5	第2回本部役員会(10) 第2回代表委員会(17)	交通安全教室 第1回資源回収(18) 市P連定期大会	ベルマーク講習会(オンライン) 岐阜地区家庭教育リーダー研修会 ZOOM(17) ベルマーク通信発行(中旬) 運動会駐車場禁止区域等準備(31)
6	第3回本部役員会(7) 第3回代表委員会(21)	県P連定期大会 鯉みこし紙貼り作業(13) AED講習会(13) 鵜沼中校区研修会	鯉みこし紙貼り作業(13) 第1回子育て広場 AED講習会(13)
7	第4回本部役員会(5) 第4回代表委員会(19)		
8		奉仕作業(17)	奉仕作業(17) 第2回子育て広場 「話そう語ろう我が家の約束」「お弁当の日」(夏休み中)
9	第5回本部役員会(6) 第5回代表委員会(20)	第2回資源回収(14)	宝物展受付(4・5) 前期ベルマーク集計 第2回市P連子育て広場学級研修委員会(6) 授業参観・懇談会・駐車場当番(11)
10	第6回本部役員会(4) 第6回代表委員会(18)	県P連研究大会	
11	次年度役員選出兼第7回本部役員会(8) 第7回代表委員会(15)書面開催	次年度代表委員選出会議 次年度代表委員選出	PTA・子ども会次年度本部役員選考委員会(8) ベルマーク通信発行(上旬) 学級委員選出(28・29) 授業参観(上)駐車場当番(28) 授業参観(なかよし・下)駐車場当番(29)
12	第8回本部役員会(6)		第3回子育て広場 「話そう語ろう我が家の約束」(冬休み中)
1	第8回代表委員会(17)	市P連研究大会	後期ベルマーク集計 ベルマーク通信第3号発行 第3回子育て広場学級委員会(31)
2	第9回本部役員会(7) 第9回代表委員会(21)	第3回資源回収(15)	新1年生学級委員選出(6) 授業参観(上)・懇談会・駐車場当番(13) 授業参観(な・下)懇談会・駐車場当番(14)
3	新旧代表委員会(7)	新役員引継ぎ会(7) 反省会	

令和6年度年間事業報告

各務原市立各務小学校PTA

専 門 委 員 会			
月	校 外 生 活 委 員 会 ※交通安全女性	広 報 委 員 会	研 修 委 員 会
4	交通安全女性連絡協議会(3/8) 桜まつり交通安全啓発活動(春休み中) 春の交通安全運動(12) 交通安全教室(19) 第1回市P連校外生活委員会(24) 危険箇所確認	入学式取材(8) 初めての給食取材(15) 第1回市P連広報委員会(25) 授業参観日取材(25)	第1回市P連研修委員会(26)
5	見守り隊対面式(21)	引き取り訓練(10) 見守り隊対面式取材(21) 交通安全教室取材 市P連定期大会(Web)	市P連定期大会・動画視聴(25)
6	各務原市交通安全連絡協議会(4) 鵜沼中校区研修会	体育会取材(1) 鯉みこし紙貼り作業(13) AED講習会取材(13) プール掃除(12)・プール開き(21)	AED講習会(13)
7	夏の交通安全運動 サマーセーフティ作戦(13) 池祭りパトロール(20)	広報誌発行 みこし集会取材(19)	第1回研修通信発行(11)
8	奉仕作業(17) 交通安全連絡協議会(書面開催)	奉仕作業取材(17)	奉仕作業(17) 5・6年生「お弁当の日」(夏休み中)
9	第2回市P連校外生活委員会(4) 交通マナーアップ作戦(20)	宝物展取材(4・5) 第2回市P連広報委員会(5) 授業参観取材(11)	第1回学校保健安全委員会(19) 第2回市P連研修委員会(不参加)
10	青少年育成市民会議(22)	修学旅行取材(31・11/1)	第2回研修通信発行(29)
11	交通安全連絡協議会(書面開催)	給食試食会(1) 宿泊研修取材(14・15)	給食試食会(1)
12	見守り隊感謝の会(3) 年末の交通安全 学びの森「気をつけて帰ろう作戦」(13)	見守り隊感謝の会取材(3)	第3回研修通信発行(26)
1	市P連研究大会(動画配信) 第3回市P連校外生活委員会(29)	市P連研究大会(Web) 第3回市P連広報委員会	市P連研究大会・動画視聴(25) 第3回市P連研修委員会(不参加)
2	青少年育成市民会議(17)		第2回学校保健安全委員会(27)
3		6年生を送る会取材(5) 広報誌発行	

※各務原市交通安全連絡協議会に名称変更

令和 6 年度 各務小学校PTA 会計報告

1. 一般会計

①収入の部

項 目	予算額	決算額	比較増減	備 考
繰越金	331,254	331,254	0	前年度繰越金・前年度分
会費	638,400	632,000	-6,400	会費
雑収入	2	149	147	利息
合 計	969,656	963,403	-6,253	

②支出の部

項 目	予算額	決算額	比較増減	備 考
会議費	30,000	8,400	21,600	各専門委員会会議費・旅費
需用費	100,000	68,090	31,910	奉仕作業諸費、USBメモリ、教科書
本部行動費	70,000	70,000	0	運営費、会議費
学年・学級費	50,000	46,156	3,844	ベルマーク送料、保護者名札
研修費	20,000	10,000	10,000	わが子の歩み
校外生活費	10,000	0	10,000	交通安全教室諸費
広報費	250,000	259,600	-9,600	広報印刷代（2回発行）
通信費	20,000	17,500	2,500	通信費
慶弔費	20,000	0	20,000	お祝い、お見舞い、香典等
児童奨励費	200,000	203,078	-3,078	1年生タブレットカバー等、Q.Uアンケート、卒業記念品、儀式的行事花代等
負担費	80,000	56,910	23,090	岐阜教育会加入費、市P連負担金
予備費	119,656	0	119,656	リアカー修繕、交通安全班旗
合 計	969,656	739,734	229,922	

収 入 支 出 残 高
 963,403 - 739,734 = 223,669

残金223,669円は次年度に繰り越します。

2. 特別会計

①収入の部

項 目	予算額	決算額	比較増減	備 考
繰越金	125,290	125,290	0	
収入	100,000	132,810	32,810	資源回収費・奨励金
利息	0	70	70	
合 計	225,290	258,170	32,880	

②支出の部

項 目	予算額	決算額	比較増減	備 考
教材設備費	200,000	115,919	84,081	教材環境設備等
予備費	146,038	5,000	141,038	少年指導部会
合 計	346,038	120,919	225,119	

収 入 支 出 残 高
 258,170 - 120,919 = 137,251

残金 137,251円は次年度に繰り越します。

決算報告を上記のとおりいたします。

各務小学校PTA会長
 各務小学校PTA会計

令和7年3月21日
 長縄 利昌
 笹島 美穂 萩本 恒久

会計監査の結果、収支に間違いありません。
 各務小学校PTA 会計監査

令和7年3月28日
 足立 聡子 九野 宏子

令和7年度年間事業計画(案)

各務原市立各務小学校PTA

本部(代表委員会)活動			専門委員会
月	委員会	行事	学年学級委員会 子育て広場
4	第1回本部役員会(11) 運営委員会・合同専門委員会(18)	PTA総会(25)	運営委員会・合同専門委員会(18) 授業参観・懇談会・駐車場当番(25) 第1回市P連学年学級委員会(25) 第1回子育て広場学級委員会(25)
5	第2回本部役員会(2) 第2回代表委員会(16)	交通安全教室 第1回資源回収(17) 市P連定期大会	岐阜地区家庭教育リーダー研修会 ZOOM ベルマーク通信発行 運動会駐車場禁止区域等準備
6	第3回本部役員会(6) 第3回代表委員会(20)	県P連定期大会 鯉みこし紙貼り作業(12) AED講習会(12) 鵜沼中校区研修会	鯉みこし紙貼り作業(12) 第1回子育て広場 AED講習会(12)
7	第4回本部役員会(11) 第4回代表委員会(18)		
8		奉仕作業(23)	奉仕作業(23) 第2回子育て広場 「お弁当の日」(夏休み中)
9	第5回本部役員会(5) 第5回代表委員会(19)	第2回資源回収(13)	宝物展受付 第2回市P連子育て広場学級研修委員会 授業参観・懇談会・駐車場当番(16)
10	第6回本部役員会(3) 第6回代表委員会(17)	県P連研究大会	第3回子育て広場「給食試食会」(30or31)
11	次年度役員選出兼第7回本部役員会(7) 第7回代表委員会(21)	次年度代表委員選出会議 次年度代表委員選出	PTA・子ども会次年度本部役員選考委員会 学級委員選出 授業参観(上)駐車場当番(27) 授業参観(なかよし・下)駐車場当番(28)
12	第8回本部役員会(5)		
1	第8回代表委員会(16)	市P連研究大会	第3回子育て広場学級委員会
2	第9回本部役員会(6) 第9回代表委員会(20)	第3回資源回収(21)	新1年生学級委員選出 授業参観(上)・懇談会・駐車場当番(12) 授業参観(な・下)懇談会・駐車場当番(13)
3	新旧代表委員会(6)	新役員引継ぎ会 反省会	

令和7年度年間事業計画(案)

各務原市立各務小学校PTA

専 門 委 員 会			
月	校 外 生 活 委 員 会 市交通安全連絡協議会	広 報 委 員 会	研 修 委 員 会
4	各務原市交通安全連絡協議会(3月) 桜まつり交通安全啓発活動(春休み中) 第1回市P連校外生活委員会 危険箇所確認	入学式取材(7) 先生・PTA会長個人撮影・コメント依頼 (5/1まで) 第1回市P連広報委員会(24)	第1回市P連研修委員会
5	春の交通安全運動 交通安全教室 市P連定期大会参加 見守り隊対面式(12)	資源回収取材(17) 広報誌発行(先生・役員紹介)(5月末予定) 市P連定期大会(Web)(24)	市P連定期大会・動画視聴
6	各務原市交通安全連絡協議会 鵜沼中校区研修会	鯉みこし紙貼り作業取材(12) AED講習会取材(12)	AED講習会(12)
7	サマーセーフティ作戦(7月中旬) 池祭りパトロール(19)	おがせパトロール (19) 校外生活委員長へコメント依頼(20予定)	第1回研修通信発行
8	奉仕作業 (23) 各務原市交通安全連絡協議会	奉仕作業取材(23)	奉仕作業(23) 5・6年生「お弁当の日」(夏休み中)
9	第2回市P連校外生活委員会 交通マナーアップ作戦(9月中旬)	第2回市P連広報委員会(4) 資源回収取材(13)	第1回学校保健安全委員会 第2回市P連研修委員会
10	村国神社秋の祭礼パトロール 青少年育成市民会議		第2回研修通信発行
11	各務原市交通安全連絡協議会	給食試食会取材(30or31)	給食試食会
12	見守り隊感謝の会(2) 学びの森「気をつけて帰ろう作戦」(12月中旬)		第3回研修通信発行
1	交通安全式典 市P連研究大会 第3回市P連校外生活委員会	市P連研究大会(Web)(24) 第3回市P連広報委員会(29)	市P連研究大会・動画視聴 第3回市P連研修委員会
2		資源回収取材(21)	第2回学校保健安全委員会
3		PTA会長へコメント依頼(2月中)	

令和 7 年度 各務小学校 P T A 予算案

1. 一般会計

①収入の部

円

項 目	予算額	備 考
繰 越 金	223,669	前年度繰越金
会 費	609,600	年間4,800円×(保護者会員数114+職員会員数13)
少年指導部会より	296,787	少年指導部会廃止により P T A に返金
雑 収 入	2	利息その他
合 計	1,130,058	

②支出の部

円

項 目	予算額	備 考
会 議 費	20,000	各専門委員会会議費、旅費
需 用 費	70,000	印刷用紙代、インク、マスター、奉仕作業諸費
本 部 行 動 費	70,000	運営費、会議費
学年・学級費	50,000	ベルマーク送料等、子育て広場諸費、保護者名札
研 修 費	10,000	わが子の歩み、図書等
校 外 生 活 費	10,000	交通安全教室諸費
広 報 費	80,000	広報印刷代(1回発行分)
通 信 費	20,000	通信費
慶 弔 費	20,000	お祝い、お見舞い、香典等
児 童 奨 励 費	400,000	卒業記念品、児童Qアンケート、儀式的行事花代等、卒業式・入学式看板
負 担 費	60,000	岐阜教育会加入費、市P連負担金
予 備 費	320,058	
合 計	1,130,058	

2. 特別会計

①収入の部

円

項 目	予算額	備 考
繰 越 金	137,251	前年度繰越金
収 入	100,000	前年度市補助金、3回資源回収、市補助金、利息
合 計	237,251	

②支出の部

円

項 目	予算額	備 考
教 材 設 備 費	200,000	教材環境設備等
予 備 費	37,251	行事補助、研修会参加、講師謝礼等
合 計	237,251	

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜
1	火	1	木	1	日	1	火	1	金	1	月	1	水	1	土	1	月	1	木	1	日	1	日
2	水	2	金	2	月	2	水	2	土	2	火	2	木	2	日	2	火	2	金	2	月	2	月
3	木	3	土	3	火	3	木	3	日	3	水	3	金	3	月	3	水	3	土	3	火	3	火
4	金	4	日	4	水	4	金	4	月	4	木	4	土	4	火	4	木	4	日	4	水	4	水
5	土	5	月	5	木	5	土	5	火	5	金	5	日	5	水	5	金	5	月	5	木	5	木
6	日	6	火	6	金	6	日	6	水	6	土	6	月	6	木	6	土	6	火	6	金	6	金
7	月	7	水	7	土	7	月	7	木	7	日	7	火	7	金	7	日	7	水	7	土	7	土
8	火	8	木	8	日	8	火	8	金	8	月	8	水	8	土	8	月	8	木	8	日	8	日
9	水	9	金	9	月	9	水	9	土	9	火	9	木	9	日	9	火	9	金	9	月	9	月
10	木	10	土	10	火	10	木	10	日	10	水	10	金	10	月	10	水	10	土	10	火	10	火
11	金	11	日	11	水	11	金	11	月	11	土	11	土	11	火	11	木	11	日	11	水	11	水
12	土	12	月	12	火	12	土	12	火	12	金	12	日	12	水	12	金	12	月	12	土	12	木
13	日	13	火	13	金	13	日	13	水	13	土	13	月	13	木	13	土	13	火	13	金	13	金
14	月	14	水	14	土	14	月	14	木	14	日	14	火	14	金	14	日	14	水	14	土	14	土
15	火	15	木	15	日	15	火	15	金	15	月	15	水	15	土	15	月	15	木	15	日	15	日
16	水	16	金	16	月	16	水	16	土	16	火	16	木	16	日	16	火	16	金	16	月	16	月
17	木	17	土	17	火	17	木	17	日	17	水	17	金	17	月	17	水	17	土	17	火	17	火
18	金	18	日	18	水	18	金	18	月	18	土	18	土	18	火	18	木	18	日	18	水	18	水
19	土	19	月	19	火	19	土	19	火	19	金	19	日	19	水	19	金	19	月	19	木	19	木
20	日	20	火	20	金	20	日	20	水	20	土	20	月	20	木	20	土	20	火	20	金	20	金
21	月	21	水	21	土	21	月	21	木	21	日	21	火	21	金	21	日	21	水	21	土	21	土
22	火	22	木	22	日	22	火	22	金	22	月	22	水	22	土	22	月	22	木	22	日	22	日
23	水	23	金	23	月	23	水	23	土	23	火	23	木	23	日	23	火	23	金	23	月	23	月
24	木	24	土	24	火	24	木	24	日	24	水	24	金	24	月	24	水	24	土	24	火	24	火
25	金	25	日	25	水	25	金	25	月	25	土	25	土	25	火	25	木	25	日	25	水	25	火
26	土	26	月	26	火	26	土	26	火	26	金	26	日	26	水	26	金	26	月	26	木	26	木
27	日	27	火	27	金	27	日	27	水	27	土	27	月	27	木	27	土	27	火	27	金	27	金
28	月	28	水	28	土	28	月	28	木	28	日	28	火	28	金	28	日	28	水	28	土	28	土
29	火	29	木	29	日	29	火	29	金	29	月	29	水	29	土	29	月	29	木	29	日	29	日
30	水	30	金	30	月	30	水	30	土	30	火	30	木	30	日	30	火	30	金	30	月	30	月
31	木	31	土	31	日	31	木	31	日	31	水	31	金	31	月	31	水	31	土	31	火	31	火

令和7年4月吉日

保護者様

各務原市立各務小学校
校長 蟹江 康弘

令和7年度 学校集金の振替について(お知らせ)

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の学校教育にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

みだしのことについて、下記の通り口座振替にて集金する予定ですので、お知らせします。

記

振替月 費目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
PTA会費 (年 4,800 円)		◎	—	—		◎	—	—	◎	—	—	—
教材費		○	○	○		○	○	○	○	○	—	—
校外学習費 修学旅行費		—	—	○ (6年)		○ (全学年)	○ (6年)	○ (全学年)	—	—	—	—
学力テスト (780 円)		—	—	—		—	—	—	○	—	—	—
スポーツ振興 センター掛金 (460円)		—	○	—		—	—	—	—	—	—	—
振替日		5/7	6/5	7/7		9/5	10/6	11/5	12/5	1/5	2/5	3/5

○…………振替あり

◎…………複数月分振替

※ 詳しい振替額(引き落とし金額)は、スマート連絡帳で配信します「毎月の学費等口座振替についてのお知らせ」でご確認ください。

※ なかよし学級の教材費は、使用する教材により個別で金額が変わります。

※ 校外学習費は、行事の実施時期や目的地等により学年で振替月・集金額が変わることがあります。

令和7年度 学費等口座振替一覧(予定)

単位:円

振替月 費目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
PTA会費 (長子のみ) (年4,800円)	振 替 な し	1,600	-	-	振 替 な し	1,600	-	-	1,600	-	-	-
教材費 (月2,000~3,000円)		3,000	3,000	3,000		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	調整月	調整月
校外学習費 (1~5年) (年4,500円程度)		-	-	-		2,000	-	2,500	-	-	-	-
修学旅行費 (6年) (年35,000円程度)		-	-	10,000		10,000	10,000	5,000	-	-	-	-
学カテスト (年780円程度)		-	-	-		-	-	-	780	-	-	-
スポーツ振興 センター掛金 (年460円)		-	460	-		-	-	-	-	-	-	-
振替予定金額 1~5年 (参考)		4,600	3,460	3,000		6,600	3,000	5,500	5,380	3,000	調整月	調整月
6年		4,600	3,460	13,000		14,600	13,000	8,000	5,380	3,000	調整月	調整月
振替日		5/7	6/5	7/7		9/5	10/6	11/5	12/5	1/5	2/5	3/5

※教材費は、使用する教材により、金額が変わります。この表は、仮の金額(3,000円)で計算してありますので、参考にしてください。

※校外学習費は、行事の実施時期や目的地等により、学年で振替月・集金額が変わることがあります。

※詳しい振替額は、スマート連絡帳で配信します毎月の「学費等口座振替についてのお知らせ」でご確認ください。

※2月・3月は必要がある場合のみ引き落としを実施します。

PTA会員 様

令和 7 年 4 月 吉 日

各務原市立各務小学校
令和 6 年度 PTA 会長
長縄 利昌
令和 7 年度 PTA 会長
長屋 勤

PTA 役員選出及び役職廃止についてのご提案

日頃は、PTA 活動へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 6 年度・7 年度 PTA 役員一同は、今後の PTA 活動内容及び役員選出、役員の負担軽減などについて議論を重ねてまいりました。つきましては、この PTA 総会（書面審議）におきまして、下記のとおり変更のご提案をさせていただきます。

記

【まずはじめに】

PTA 役員については、例年 11 月初旬頃、次年度 6 年生になる児童の保護者から選出しております。免責条件などの兼ね合いもあり、役員歴のない長子の保護者から選出されることがほとんどです。近年は、子ども会育成委員本部役員も合わせて 11 役を選出しております。

【変更点】

1 PTA 会長：児童の学年を問わず立候補可能とする。

各種行事や会議への出席及びあいさつが主となる PTA 会長ですが、児童の学年を問わず立候補可能に変更します。立候補がなければ、従来通り次年度 6 年生になる児童の保護者から選出します。立候補複数の場合は、児童の学年が上の保護者を優先とし、同じ学年で複数の立候補があった場合は、立候補者にて選出方法を話し合い、決定します。

役員の免責期間は 3 年間で変更はありません。何度でも立候補可能ですので、PTA 活動を改善したい等、やる気のある方にはぜひ立候補していただきたいと思います。

2 子育て広場長：廃止とする。

子育て広場長はこれまで、ベルマーク回収・子育て広場の計画および実施、学級委員選出などの活動を進めてまいりましたが、学年学級委員長と研修委員長の 2 役と活動内容が重複していることや児童数及び選出対象の保護者の減少などを鑑みて、子育て広場長の 1 役を廃止とします。今後継続が必要な仕事内容につきましては、学年学級委員長と研修委員長の 2 役に割り振るようにします。

以上の内容についてのご不明な点がございましたら、教頭先生までお問合せください。

今後も児童数は、減少すると予想されており、PTA 活動の継続や役員の選出が困難になることが予測されます。皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

図 1

【PTA 本部役員】

- ・会長
- ・副会長（司会）
- ・副会長（会計）
- ・書記

【専門委員】

- ・学年学級委員長
- ・研修委員長
- ・広報委員長
- ・校外生活委員長兼
交通安全連絡協議会
- ・子育て広場長

【子ども会本部】

- ・会長
- ・副会長
- ・書記兼会計

各務小学校PTA規約（案）

第1章 名 称

第 1条 本会は、各務小学校PTAと称する。

第2章 目 的

第 2条 本会は、次の目的を目指して活動する。

1. 家庭・学校および社会全体における児童の福祉を推進する。
2. 児童の幸福のため、父母と教師が協力する。
3. 児童の教育的環境をよくする。
4. よい父母、よい教員となるようにつとめる。

第3章 方 針

第 3条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 本会は自主独立のものであって、他のどんな団体または機関の支配や干渉をも受けない。
2. 特定の政党、宗派にかたよることなく、また営利的な行為はいつさい行わない。
3. 本会または本会役員の名で、どんな営利的企業をも支持しないし、また他のどんな職務（公私を問わず）の候補者も推薦しない。
4. 教育行政に干渉しない。

第4章 会 員

第 4条 次のものを会員とする。

1. 小学校に在籍する児童の保護者
2. 各務小学校に勤務する職員
3. 各務小学校区に居留し、本会の趣旨に賛同する者。（以下これを特別会員と称する）

第 5条 会員は、すべて平等の権利と義務をする。

第5章 経 理

第 6条 本会の活動に要する経費は会員及びそ

の他の収入によって支弁される。

第 7条 本会の会費は、会員一人月額400円とする。

第 8条 本会の経理は、すべて総会で認められた予算に基づいて行い、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第 9条 本会会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 本部役員

第10条 本会の本部役員は、次の通りとする。

- 会長 1名
- 副会長 2名（内1名は会計を兼務する）
- 書記 2名（内1名は学校職員とする）
- 会計 2名（内1名は学校職員とする）

第11条 各役員の任期は1年とする。ただし、再任してもよい。

第12条 役員は運営委員会において選出及び承認される。

第13条 顧問若干名をおくことができる。

第7章 会計監査委員

第14条 本会の経理を監査するために2名の会計監査委員をおく。

第15条 会計監査委員は運営委員会において選出および承認される。

第8章 総 会

第16条 総会は会員をもって構成され、本会の最高機関である。

第17条 総会は会員の過半数をもって成立し、議決は出席者の多数決とする。

第18条 総会は会長が招集する。ただし運営委員会が必要と認めた場合または会員の5分の1以上の要求があった場合には、会長は総会を招集しなければならない。

第19条 総会の議事内容は次の通りとする。

1. 新役員の報告に関すること。
2. 会の運営方針及び事業計画の決定と事業報告に関すること。
3. 予算の議決と決算の承認に関すること。
4. その他重要事項に関すること。

第9章 運営委員会

第20条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で本部役員・代表委員・地区委員・学級委

員及び校長をもって構成する。

第21条 運営委員会の定数は構成員の過半数をもって成立し、議決は出席者の多数決とする。

第22条 運営委員会は会長が招集する。ただし、構成員の4分の1以上の要求があった場合、運営委員会を開催しなければならない。

第23条 運営委員会の議事内容は、次の通りとする。

1. 役員の選出と承認に関すること。
2. 総会提出議案に関すること。
3. 総会より委任された事項に関すること。
4. 会務の推進及び会計に関すること。
5. 規約及び細則の改廃に関すること。
6. その他、運営に関すること。

第10章 代表委員会

第24条 代表委員会は、本部役員・専門委員会の委員長・交通安全連絡協議会長・子育て広場長及び校長をもって構成する。
(子育て広場長について：廃止する。)

第25条 代表委員会は、会長が招集する。(月1回程度)

第26条 代表委員会の議事内容は、次の通りとする。

1. 総会・運営委員会提出議案及び議決事項の執行に関すること。
2. 本会の目的を達成するための各種の事業及び会計に関すること。
3. 専門委員会で立案された事項の審議に関すること。
4. その他、運営に関すること。

第11章 学級委員会及び学級代表

第27条 教師と父母とが学級を中心として特に緊密に協力し、本会の目的達成に必要な活動をするために、各学級に学級委員1名、副学級委員を2名おく。

第28条 学級委員、及び副学級委員の選出は、未経験者を優先させる。

1. 未経験者とは、代表委員、(正副)学級委員の未経験者をいう。
2. 但し、未経験者がいない場合は、経験者から選出する。
3. 選出時、なかよし学級在籍の場合は対象外とする。

第12章 専門委員会

第29条 本会の目的達成に必要な事項について調査・研究・立案し、かつその実行にあたるため専門委員会をおく。

第30条 必要に応じ、運営委員会は臨時委員会を設けることができる。

第31条 専門委員会及び臨時委員会が企画、立案した事項、その他必要な事項を実行に移す場合は、会長並びに代表委員会または事務局へ報告する。

第13章 規約改正

第32条 本規約は総会において出席者の多数によって改正することができる。

第14章 個人情報の取り扱い

第33条 本会の活動に要する個人情報の取得、利用、提供、および管理については「各務小学校 PTA 個人情報取扱規則」に定め適正に運用する。

規約細則

第1章 役員の選出

第1条 役員及び会計監査委員の選挙と就任は、次の通りとする。

1. PTA 会長は、全会員の中から立候補できるものとする。
2. 役員選考委員会 (PTA 副会長・子ども会副会長) をもって役員候補者を選考する。
3. PTA 役員選考委員会 (新6年保護者全員参加) をもって本部役員候補者を選考する。
4. 同時に、PTA 役員選出会をもって、各専門委員長 (対象副委員長) の候補者も選考する。
5. 運営委員会は、本部役員、各専門委員長 (対象副委員長) を承認する。
6. 役員候補者の追加推薦は、総会において会員席からすることができる。
7. 役員候補者を推薦する場合は、被推薦者の同意を得なければならない。
8. 学校側役員は総会において承認を受ける。
9. 役員及び会計監査委員は、新年度4月1日より就任する。

各務小学校PTA規約(案)

第1章 名 称

第 1条 本会は、各務小学校PTAと称する。

第2章 目 的

- 第 2条 本会は、次の目的を目指して活動する。
1. 家庭・学校および社会全体における児童の福祉を推進する。
 2. 児童の幸福のため、父母と教師が協力する。
 3. 児童の教育的環境をよくする。
 4. よい父母、よい教員となるようにつとめる。

第3章 方 針

- 第 3条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1. 本会は自主独立のものであって、他のどんな団体または機関の支配や干渉をも受けない。
 2. 特定の政党、宗派にかたよることなく、また営利的な行為はいっさい行わない。
 3. 本会または本会役員の名で、どんな営利的企業をも支持しないし、また他のどんな職務(公私を問わず)の候補者も推薦しない。
 4. 教育行政に干渉しない。

第4章 会 員

- 第 4条 次のものを会員とする。
1. 小学校に在籍する児童の保護者
 2. 各務小学校に勤務する職員
 3. 各務小学校区に居留し、本会の趣旨に賛同する者。(以下これを特別会員と称する)
- 第 5条 会員は、すべて平等の権利と義務をする。

第5章 経 理

第 6条 本会の活動に要する経費は会員及びそ

の他の収入によって支弁される。

第 7条 本会の会費は、会員一人月額400円とする。

第 8条 本会の経理は、すべて総会で認められた予算に基づいて行い、会計監査を経て総会に報告されなければならない。

第 9条 本会会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 本部役員

第10条 本会の本部役員は、次の通りとする。

- 会長 1名
副会長 2名(内1名は会計を兼務する)
書記 2名(内1名は学校職員とする)
会計 2名(内1名は学校職員とする)

第11条 各役員の任期は1年とする。ただし、再任してもよい。

第12条 役員は運営委員会において選出及び承認される。

第13条 顧問若干名をおくことができる。

第7章 会計監査委員

第14条 本会の経理を監査するために2名の会計監査委員をおく。

第15条 会計監査委員は運営委員会において選出および承認される。

第8章 総 会

第16条 総会は会員をもって構成され、本会の最高機関である。

第17条 総会は会員の過半数をもって成立し、議決は出席者の多数決とする。

第18条 総会は会長が招集する。ただし運営委員会が必要と認めた場合または会員の5分の1以上の要求があった場合には、会長は総会を招集しなければならない。

第19条 総会の議事内容は次の通りとする。

1. 新役員の報告に関すること。
2. 会の運営方針及び事業計画の決定と事業報告に関すること。
3. 予算の議決と決算の承認に関すること。
4. その他重要事項に関すること。

第9章 運営委員会

第20条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、本部役員・代表委員・地区委員・学級委

員及び校長をもって構成する。

第21条 運営委員会の定数は構成員の過半数をもって成立し、議決は出席者の多数決とする。

第22条 運営委員会は会長が招集する。ただし、構成員の4分の1以上の要求があった場合、運営委員会を開催しなければならない。

第23条 運営委員会の議事内容は、次の通りとする。

1. 役員の選出と承認に関する事。
2. 総会提出議案に関する事。
3. 総会より委任された事項に関する事。
4. 会務の推進及び会計に関する事。
5. 規約及び細則の改廃に関する事。
6. その他、運営に関する事。

第10章 代表委員会

第24条 代表委員会は、本部役員・専門委員会の委員長・交通安全連絡協議会長・子育て広場長及び校長をもって構成する。

第25条 代表委員会は、会長が招集する。(月1回程度)

第26条 代表委員会の議事内容は、次の通りとする。

1. 総会・運営委員会提出議案及び議決事項の執行に関する事。
2. 本会の目的を達成するための各種の事業及び会計に関する事。
3. 専門委員会で立案された事項の審議に関する事。
4. その他、運営に関する事。

第11章 学級委員会及び学級代表

第27条 教師と父母とが学級を中心として特に緊密に協力し、本会の目的達成に必要な活動をするために、各学級に学級委員及び副学級委員を各1名おく。

第28条 学級委員、及び副学級委員の選出は、未経験者を優先させる。

1. 未経験者とは、代表委員、(正副)学級委員の未経験者をいう。
2. 但し、未経験者がいない場合は、経験者から選出する。
3. 選出時、なかよし学級在籍の場合は対象外とする。

第12章 専門委員会

第29条 本会の目的達成に必要な事項について調査・研究・立案し、かつその実行にあたるため専門委員会をおく。

第30条 必要に応じ、運営委員会は臨時委員会を設けることができる。

第31条 専門委員会及び臨時委員会が企画、立案した事項、その他必要な事項を実行に移す場合は、会長並びに代表委員会または事務局へ報告する。

第13章 規約改正

第32条 本規約は総会において出席者の多数によって改正することができる。

第14章 個人情報の取り扱い

第33条 本会の活動に要する個人情報の取得、利用、提供、および管理については「各務小学校PTA個人情報取扱規則」に定め適正に運用する。

規約細則

第1章 役員の選出

第1条 役員及び会計監査委員の選挙と就任は、次の通りとする。

1. PTA会長は、全会員の中から立候補できるものとする。
2. 役員選考委員会(PTA副会長・子ども会副会長)をもって役員候補者を選考する。
3. PTA役員選考委員会(新6年保護者全員参加)をもって本部役員候補者を選考する。
4. 同時に、PTA役員選出会をもって、各専門委員長(対象副委員長)の候補者も選考する。
5. 運営委員会は、本部役員、各専門委員長(対象副委員長)を承認する。
6. 役員候補者の追加推薦は、総会において会員席からすることができる。
7. 役員候補者を推薦する場合は、被推薦者の同意を得なければならない。
8. 学校側役員は総会において承認を受ける。
9. 役員及び会計監査委員は、新年度4月1日より就任する。

第 2 条 会長が欠けた場合は、副会長の互選より副会長が昇格する。任期は前任者の残りの期間とする。

第 3 条 会長以外の役員に欠員ができた場合は、運営委員会でこれを補充する。任期は前任者の残りの期間とする。

第2章 学級委員及び学級代表の選挙と就任

第 4 条 学級委員の定員は、2 名を原則とし毎年 4 月該当学級が承認する。

第 5 条 学年学級委員会の委員長は 6 年生の会員から選出する。

1. 子ども会育成委員会との申し合わせ事項
学年学級委員会の委員長（補欠 1 名を含む）は子ども会育成委員及び PTA 地区委員の選出前に新 6 年生の会員から選出する。
2. 運営委員会での申し合わせ事項
各地区で子ども会育成委員や PTA 地区委員が内定していても学年学級委員長（補欠 1 名を含む）を優先する。
3. 平成 11 年 3 月運営委員会にて新規（平成 11 年 3 月 6 日）
学級委員の選出基準は、代表委員会において改正できる。
4. 平成 12 年 3 月運営委員会にて新規（平成 12 年 3 月 4 日）
新 6 年生が 1 クラスの場合に限り、学年学級委員長の補欠（新 6 年生副学級委員）は学年学級委員会に所属する。

第 6 条 学級委員及び学年委員長の任期は 1 年とする。

第3章 役員の任務

第 8 条 会長の任務は次のとおりである。

1. 本部役員会、総会、運営委員会、代表委員会を招集する。
2. 外部に対して本会を代表する。
3. 地区委員、学級委員、学年長、専門委員長（対象副委員長）及び委員、臨時委員会の委員長及び委員を委嘱する。

第 9 条 副会長の任務は次のとおりである。

1. 副会長（2 人）は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理を務める。
2. 内 1 人は、本部役員会、総会、運営委会、

代表委員会の司会・もう 1 人は会計を兼務する。

第 10 条 書記の任務は次のとおりである。

1. 総会及び運営委員会の議事を記録する。
2. 諸種の記録・通信・その他の資料を保管する。
3. 会長の指示に従って、本会の事務通信を行う。

第 11 条 会計の任務は次のとおりである。

1. 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
2. 総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
3. 本会の財産を保管する。

第4章 総会

第 12 条 総会の内容

総 会 各役員の報告及び紹介、前年度の事業・決算報告及び承認、新年度事業計画案及び予算案審議、その他重要事項

臨時総会 その都度提案された事項

第5章 学年学級委員会

第 13 条 学年学級委員会は次の活動をする。

1. 学級会員と連携し合い、よき学級環境の醸成に努める。
2. 児童のよりよい成長を願う学級懇談会等の運営に努める。

第6章 専門委員会及び臨時委員会

第 14 条 専門委員会として次の会をおく。

前記の学年学級委員会の他に、研修委員会、校外生活委員会、広報委員会

第 15 条 専門委員には、各地区より選出された地区委員と各学級委員があたる。

第 16 条 専門委員長及び委員の任期は 1 年とする。ただし、再任してもよい。

第 17 条 臨時委員会委員及び委員長は、必要の都度、運営委員会の推薦したものを会長が委嘱する。ただし、任期を終了するとともに解散する。

第 18 条 研修委員会は次のような活動をする。

1. 本会の趣旨の説明につとめ、常に会員の関心等について理解するよう努める。
2. 会員が教育についての識見をより高めるとともに、一般教養の向上と文化活動の助

長を図る。

3. 児童の保健衛生や福利の増進に努める。
4. 会員の保健体育の向上及び食生活の改善に努める。

第19条 校外生活委員会は、次のような活動をする。

1. よい社会環境の醸成を図り、児童の不良化防止や安全教育の向上に努める。
2. 児童の校外生活の指導と交通安全指導にあたる。

第20条 広報委員会は、次のような活動をする。

1. 本会の活動や学校の様子等、会員への広報活動に努める。
2. 広報活動を通して、成人教育活動を進める。

第7章 専門委員長の任務

第21条 専門委員長は、次のような活動をする。

1. 専門委員会を開催し、年間の活動計画を立案する。
2. 必要に応じて委員会を開き、事業を推進する。
3. 常に他の専門委員会との連絡・調整に努める。

第8章 弔慰規定

第22条 会員

1. 本会役員が死亡の場合は、香典10000円を供え、役員全員が会葬する。
2. 本会員死亡の場合は、香典10000円を供え、本部役員及び該当地区委員が会葬する。
3. 本会役員が1ヶ月以上病氣療養の場合は、金3000円程度の見舞いをする。
4. 本会員がPTA行事で怪我をして1ヶ月程度の療養の場合は、金3000円程度の見舞いをする。

第23条 学校職員

1. 職員死亡の場合は、香典10000円を供え、PTA本部役員及び該当学年役員が会葬する。
2. 職員が1ヶ月以上病氣療養の場合は、金3000円程度の見舞いをする。
3. 職員の配偶者及び子女死亡の場合は、香典5000円を供え、代表者が会葬する。

4. 職員の父母が死亡の場合は、香典5000円を供える。

第24条 児童

1. 児童死亡の場合は、香典10000円を供え、PTA会長及び該当学級委員が会葬する。
2. 児童が1ヶ月以上の病氣療養の場合は、金3000円程度の見舞いを該当学級委員がする。
3. 児童または、その家庭に災害があった場合は、その程度に応じて見舞いをおくる。

第25条 付記

本規定以外の場合、または事情により本規定が適用しにくい場合は、その都度本部役員会で協議して決める。

第9章 規約細則の改正

第26条 規約細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成により、改正することができる。

附 則

この規約及び規約細則は、平成4年4月1日より実施する。

※平成5年3月11日一部改正

※平成6年3月10日一部改正

※平成9年4月19日一部改正
(規約細則 第2章第6条)

※平成10年3月7日一部改正
(規約細則 第2章第6条)

※平成11年3月6日一部改正
(規約細則 第2章第6条)

※平成11年4月23日一部改正
(規約 第5章第7条)

※平成12年3月4日一部改正
(規約細則 第2章第6条)

※平成12年9月5日一部改正
(規約細則 第6章)

※平成13年4月20日一部改正
(規約細則 第6章14条、第18条、第20条)

※平成16年4月23日一部改正
(規約細則 第2章6条1、2)

※平成17年4月24日一部改正
(第6章 第10条)

(規約細則 第1章1条1、2、3、4)

※平成21年4月24日一部改正

(第6章 第10条)
(第10章 第24条・第26条)
(規約細則 第2章 第4条・第5条
第6条5、第3章 第8条1、3、
第6章 第19条4)

※平成22年 4月28日一部改正
(規約 第11章 第27条・
第28条)

※平成23年 4月28日一部改正
(規約 第11章 第28条・5)

※平成24年 4月27日一部改正
(規約 第11章 第28条・2)

※平成25年 4月26日一部改正
(規約 第11章 第27条)

※平成30年 4月20日一部改正
(規約 第10章 第24条)
(規約細則 第3章 第19条)

※平成31年 4月19日一部改正
(規約 第11章 第28条)

※令和5年 5月1日一部改正
(規約 第14章 第33条)
(各務小学校PTA個人情報取扱規則)

※令和7年 月 日一部改正・削除
(規約 第2章 第5条5) 削除
(規約 第10章 第24条) 一部改正
(規約 第11章 第27条) 一部改正
(規約 第11章 第28条3) 削除
(規約細則 第1章第1条1) 追加
(規約細則 第3章第8条1) 一部改正
(規約細則 第3章第9条2) 一部改正
(規約細則 第6章第18条3
第19条3・4 第20条) 削除
追加・削除に伴い、条項等の通番の
繰上・繰下あり。

各務バレースポーツ少年団

いっしょにバレーボールしよう!!!
男女新メンバー大募集!!!



- 活動方針： 1. 学校生活を大切にする。
2. 礼儀正しくする。(あいさつ・言葉遣い)
3. 感謝の気持ちを持って活動する。(指導者・母集団・地域の方)
4. 体育館を丁寧に使用する。

団員構成：女子 6年生 1名、5年生 1名 4年生 2名 2年生 1名
男子 4年生 5名 ↑内、八木山小 2名

活動場所：各務小学校体育館

活動時間：毎週土、日 及び祝日 (月1回休みあり)

午前練習 8:30~12:30

午後練習 12:30~17:00

終日練習・練習試合・交流会あり。

※体験に来てくれた
お友達には、お菓子
をプレゼント!!

仲間との絆(きずな)・礼儀(れいぎ)
自立心(じりつしん)・感謝(かんしゃ)



コーディネーショントレーニングも取り入れ、
低学年から高学年まで幅広く活動できる内容です。
練習見学、体験いつでも開催しています!
興味のある方、体を動かすのが好きな方
いつでも体育館に遊びに来てください。

詳しくは

各務バレー会長 豊吉 亜由美 (各務小6年: 玲 4年: 烈) 090-7033-6144
またはお近くの団員・保護者におたずねください。

各務スポーツ少年団

団長 豊吉 亜由美

各務スポーツ少年団令和7年度団員募集

日頃は、各務スポーツ少年団の活動にご理解を賜りありがとうございます。
各務スポーツ少年団では、随時団員を募集しております。入団に不安のある方、練習の見学大歓迎です。
ご不明な点のお問い合わせ、入団の申し込みは各部会の会長に連絡下さるようお願いいたします。

*各務バレースポーツ少年団（第3日曜お休み・変更あり）

練習日時：毎週土曜・日曜・祭日 午前8時30分～12時30分

もしくは、午後12時30分～17時 終日練習・練習試合あり。

練習場所：各務小体育館

問い合わせ・申し込み先：令和7年度会長 豊吉 亜由美 090-7033-6144

*各務野球スポーツ少年団（第3日曜お休み）

練習日時：毎週土曜・日曜・祭日 午前8時30分～12時30分

もしくは、午後13時～17時

練習場所：各務小グラウンド または 鶴沼第一小グラウンド

※令和6年度より休部。

各務スポーツ少年団入団申込書

年 月 日

各務スポーツ少年団団長

下記の者、各務スポーツ少年団（野球・バレー）に入団申し込みします。

【入団する部会を○で囲んで下さい】

なお、入団したらスポーツ少年団団則その他の決議事項を専守する事を誓います。

ふりがな

児童名() 生年月日(年 月 日) 学年(年 組)

児童のローマ字名 ()

保護者氏名() 生年月日(年 月 日)

() 生年月日(年 月 日)

電話番号()

住 所(各務原市)

子 供 会()

携帯電話()

メールアドレス()

*入団ご希望の方は、入団申込書に必要事項を記入の上、各部会の会長まで提出願います。